

桐生市 新店舗開設促進事業補助金



市内の空き物件（店舗、事業所、工場、住宅等）を活用して新店舗を開設する方に
改修工事費の 1/2 を補助します。

- ① **中心市街地内（※）に新店舗を開設し、当該地域または隣接する地域の商店街団体に加盟する場合（補助額上限：100 万円）**
※本町一～六丁目、末広町、錦町等の市が指定した特定地域
- ② **上記①以外での新店舗開設（補助額上限：50 万円）**

★加算補助金★ ※下記いずれかに該当する場合は、補助対象経費を限度に加算します。

- (1) 桐生市空き店舗情報登録制度に登録されている物件を活用する場合：**10 万円**
- (2) 40 歳未満の方が桐生市へ転入する場合：**10 万円／人**
※同一住所で生計を同じくする者を対象とし、30 万円を限度とする。

◆補助対象者（次の**全て**に該当する方）

- ・個人の場合は市内在住、法人の場合は市内に法人登記を置くもの（予定を含む）。
- ・市税を滞納していないもの。



◆補助対象経費

- ・新店舗開設に要した改修工事費のうち、市内業者に発注したもの。（地方消費税及び消費税を除く）

【工事費】：内外装工事（床、天井、外壁等）、給排水設備工事（トイレ含む）、冷暖房・空調工事（エアコン含む）、電気工事（配線等）

注意：補助金の交付決定前に、工事着手（請負契約）をした場合は対象外となりますので、ご注意ください。

◆補助要件（次の**各要件**に該当する事業）

- ・当該年度末までに開業できること。
- ・3 年以上継続して事業を行うこと。
- ・市指定の経営相談の専門家から、事業計画の妥当性に関する診断を受け、「可」の判断を受けること。
- ・原則週 4 日以上営業すること。（夜間 17 時～5 時までの間のみの営業は対象外）
- ・過去 3 年以内に本補助金および空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業補助金の交付を受けていないこと。
- ・桐生市電子地域通貨「桐ペイ」の加盟店に登録すること。



桐生市新店舗開設促進事業補助金

◆申請から交付までの流れ

- ①どんな店舗を開設したいか窓口で相談する。
- ②事業計画書を作成する。(開設場所、事業内容、資金・収支計画など)
- ③市指定の経営相談の専門家から、事業計画の妥当性に関する診断を受け、「可」の判断を得る。
※複数年に亘り継続的な経営を行う具体的な事業計画であるかどうかを診断します。
※「可」の判断を受けるまで、事業計画を再検討していただくことがあります。
- ④申請書類(下記 QR コード参照)を揃え、市に補助金交付申請する。
- ⑤市から補助金の交付決定を受ける。
- ⑥事業を実施(改修工事契約、工事着手)する。
※交付決定前に実施したものは対象外となりますので、ご注意ください。
- ⑦事業完了後、関係書類(請求書、領収書、工事請負契約書等の写し)を揃え実績報告書を市に提出する。



◆リンク先

○空き店舗情報登録制度登録物件一覧

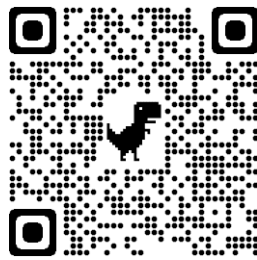
※登録物件を活用すると

10万円加算あり



○新店舗開設促進事業補助金 HP

※申請書類の確認はこちらから



○桐ペイ加盟店募集 HP

※申請方法はこちらから



☆活用の注意点☆

- その1 余裕をもって相談しましょう！*相談から交付決定まで最低1ヶ月程度かかります。
- その2 書類づくりはパソコン活用を！*手書きの場合、事業計画等の修正や再作成など大変です。
- その3 補助金は最後に交付されます！*工事費は申請者の方に一時的に負担していただきます。
- その4 開設時期は慎重に！*年度単位ですので、4月開設の場合活用できない可能性があります。

問合せ先：桐生市 産業経済部 商工振興課 商業金融担当
TEL：0277-32-4104 E-mail：shoko@city.kiryu.lg.jp